

資料 2-3-2-2 海防法改正の概要

改正項目	改正の内容
有害液体物質の定義変更（第3条第3項）	油以外の液体物質のうち、海洋環境保全の見地から有害である物質として政令で定める物質であって船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの並びに海洋施設その他の海洋に物が流出するおそれのある場所（陸地を含む）にある施設（海洋施設等）において管理されるもの。
排出時の通報（第38条第3項、第4項）	海洋施設等から大量の油若しくは有害液体物質の排出があった場合又はそのおそれがある場合には、海洋施設等の管理者は、直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。
有害液体物質等の防除措置（第39条第1項～第4項）	<p>大量の有害液体物質又は特定油以外の油の排出があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長又は施設（海洋施設等）の管理者は、直ちに、防除のための応急措置（有効かつ適当な措置）を講じなければならない。（応急措置義務） ・ 船舶所有者又は施設（海洋施設等）の設置者は、直ちに、防除のため必要な措置（有効かつ適当な措置）を講じなければならない。（防除措置義務） ・ 海上保安庁長官は、船舶所有者又は施設（海洋施設等）の設置者が講ずべきことを命ずることができる。（防除措置命令（是正命令）） ・ 排出された有害液体物質等の荷送人、荷受人及び係留施設の管理者は、船長等、船舶所有者等が講ずべき措置の実施について援助し、又はこれらの者と協力して防除のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（協力義務）
有害液体物質等の排出のおそれがある場合の措置（第39条第5項）	海上保安長官は、海難が発生した場合又は海洋施設に係る異常な現象が発生した場合において、当該船舶又は海洋施設からの大量の油又は有害液体物質の排出のおそれがあり、緊急にこれを防止する必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、排出のおそれがある油又は有害液体物質の抜き取りその他排出の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
有害液体物質等の防除のための資材等（第39条の5）	油（特定油を除く）又は有害液体物質を油送する国土交通省令で定める船舶の所有者は、国土交通省令で定める海域を、当該船舶に貨物として油又は有害液体物質を積載して航行させるときは、当該船舶の所在する場所へ速やかに到達することができる場所その他の国土交通省令で定める場所に、排出油等の防除のために必要な資材を備え付け、機械器具を配備し、及び排出油等の防除に関し必要な知識を有する要員を確保しておかななければならない。
廃棄物等の排出があった場合の防除措置等（第40条）	<p><沈船の撤去命令></p> <p>海上保安庁長官は、船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい傷害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p><廃棄物その他の物の除去命令></p>

	<p>海上保安庁長官は、廃棄物その他の物の排出により、海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者に対し、当該廃棄物その他の物の除去等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
<p>危険物の排出があった場合等の措置（第42条の2、第42条の3）</p>	<p><危険物の排出があった場合> 海上保安庁長官は、海上災害の発生を防止するため必要があると認められるときは、船舶所有者に対し、引き続き危険物の排出の防止、排出された危険物の火災の発生の防止等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p><海上火災が発生した場合> 海上保安庁長官は、海上災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、船舶所有者等に対し、消火、延焼の防止等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>※上述は、陸上施設を含む</p>
<p>危険物の排出が生ずるおそれがある場合の措置（第42条の4の2）</p>	<p><通報> 海難が発生した場合又は海洋危険物管理施設に係る異常な現象が発生した場合において、当該船舶又は海洋危険物管理施設から危険物の排出が生ずるおそれがあるときは、当該船舶の船長又は当該海洋危険物管理施設の管理者は、直ちに最寄の海上保安庁の事務所に通報しなければならない。</p> <p><措置命令> 海上保安庁長官は、海上災害の発生を防止するため、緊急に当該危険物の排出を防止する必要があると認めるときは、船舶所有者等に対し、当該危険物の抜き取り等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>※上述は、陸上施設を含まない。</p>